成田市広告入り回覧板作成業務　プロポーザル募集要項

成田市の区・自治会等が、市から提供される行政情報を回覧するために利用する広告入り回覧板を作成するにあたり、事業者を選定するためのプロポーザルを次の通り実施する。

1. 業務概要

1－1. 事業名称

成田市広告入り回覧板作成業務

1－2. 業務内容

別紙仕様書の通り

1－3. 納品時期

令和7年9月（予定）

2. プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

（3）暴力団が実質的に経営を支配する業者またはこれに準ずる者で、明らかに請負者として不適当であると認められる者でないこと。

3. 手続き

3－1. スケジュール

（1）公募開始	令和6年　12月　25日（水）
（2）質問書の受付期限	令和7年　1月　14日（火）
（3）質問書に対する回答期限	令和7年　1月　16日（木）
（4）参加申込書・法人の概要・企画提案書などの提出期限	令和7年　1月　20日（月）
（5）第一次審査結果通知	令和7年　1月　24日（金）
（6）第二次審査（プレゼンテーション）開催日	令和7年　2月　4日（火）
（7）選定結果の通知	令和7年　2月　中旬
（8）協定書の締結	令和7年　3月

ただし、各実施日については事務上の都合により変更できるものとする。

3－2. 質問および回答

本プロポーザルに関する質問については、次の通り受け付けおよび回答を行う。

（1）質問書の受付期限

令和7年1月14日（火）午後5時15分

（2）提出方法

・質問書（第2号様式）により、電子メール（kyodo@city.narita.chiba.jp）で行い、電話（0476-20-1507）で受信確認を行うこと。

・件名は「プロポーザル質問書（法人名）」とする。

・電話などによる口頭での問い合わせには対応しない。

（3）質問書に対する回答期限

令和7年1月16日（木）

（4）回答方法

成田市ホームページ・広告入り回覧板プロポーザルのページ（https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page0122_00068.html）で回答を掲載する。

3－3. 参加の申し込み・法人の概要・企画提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の通り書類を提出すること。

（1）参加の申し込みの受付期限、法人の概要・企画提案書の提出期限

令和7年1月20日（月）午後5時15分（必着）

（2）提出場所

成田市市民生活部市民協働課　担当：竹村・金森

（成田市役所　本庁舎2階）

〒286－8585　成田市花崎町760

（3）提出方法

持参または郵送とする。なお、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は未着・遅延などが発生した際、理由の如何を問わず本市は責任を負わない。

（4）提出書類

・参加申込書（第1号様式）1部

・委任状（本業務で、本社から支店などに権限を委任する場合に提出）（第3号様式）1部

・法人の概要（第4号様式）1部

・企画提案書　8部（正本1部、副本7部）

（5）企画提案書の様式

企画提案書は自由様式とし、見本の提出も可とする。ただし、用紙サイズは、原則としてA4判とする（図面、資料などについては必要に応じてA3判とし、折り込むことは可）。

（6）企画提案書記載事項（記載の順序は問わない）

①製作体制（総括責任者および担当者を記載すること）

②事業スケジュール

③広告掲載予定数、広告募集計画（募集手順など）

④当該事業と同様の事業実績

⑤回覧板の仕様（レイアウトのイメージや耐水性・耐久性の説明は必ず入れること。見本に代えても可）

⑥その他PR資料（市から回覧板の回収を行うなど、市の負担を軽減する提案事項など）

（7）その他

提出された企画提案書の内容について、本市から問い合わせを行う場合がある。

4. 事業者の選定

4－1. 選定趣旨

本事業に公平性および公正性が求められることを十分に理解し、業務実績、実現性、信頼性などを総合的に審査し、最も優れた者を公募に応じた事業者の中から選定する。

4－2. 選定方式

公募型プロポーザル方式とし、成田市広告入り回覧板作成業務プロポーザル審査委員会において、第一次審査および第二次審査（プレゼンテーション）の結果などを総合的に評価し選定するものとする。

第一次審査

（1）選定手順

提出された企画提案書の内容について、第一次審査を行い、上位5者を選定する。提案者が5者以下のときは、全提案者を選定する。

（2）評価基準

次の3つの観点から総合的に評価する。また、評価基準の項目および配点（50点満点／委員）は次の通りとする。

① スケジュール　10点

② 企画提案書の記載項目　20点

③ 類似事業取扱実績　20点

（3）選定結果の通知

電子メールで令和7年1月24日（金）に通知するとともに、後日文書で通知する。

第二次審査（プレゼンテーション）

（1）選定手順

・評価基準の各項目について事業者を評価し、第一次審査と第二次審査の評価点を合計して順位を決定する。

・合計点数が最も高い事業者を優先交渉権者とする。上位者の合計点数が同点となった場合は、 多数決により決する。多数決で同数の場合は委員長の決するところによる。

・参加事業者の提案辞退などにより、審査対象事業者が1者のみとなった場合でも、プレゼンテーションは実施する。審査した結果、合計点数が6割未満の場合は作成事業者として選定しないものとする。

（2）評価基準

次の2つの観点から総合的に評価する。また、評価基準の項目および配点（50点満点）は次の通りとする。

① 製作体制　10点

② 企画提案の内容　40点

（3）プレゼンテーション

開催日　令和7年2月4日（火）午後

プレゼンテーションは、1者につき30分（提案20分・質疑10分）とし、提案者の出席は3人以内とする。また、内容は提出した企画提案書などを基本とする。開催時間などの詳細は、1月24日（金）に電子メールで通知する。機材として、プロジェクター、スクリーン、ノートパソコンは用意するが、提案者が持参したものを使用することも可とする。本市の用意した機材を使用する場合はCD-R等でデータを持参するものとする。

（4）選定結果の通知

選定結果は、全参加者へ電子メール及び郵送にて通知するものとする。なお、選定結果についての問い合わせなどについては応じない。

4－3. 失格事項

次のいずれかに該当する場合、失格とする。

（1）提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

（2）参加資格を満たさない者から提出されたもの。

（3）記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

（4）記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

（5）虚偽の内容が記載されているもの。

（6）この募集要項及び要領に定められた以外の手法により、選定審査委員会又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。

（7）その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

5. 協定書の締結

事業者として決定された者は、本市と広告入り回覧板の作成業務に係る協定を締結するものとする。

6. その他

（1）企画提案書は1者につき1案のみとする。

（2）書類提出後の追加および修正は、認めない。また、提出された書類は返却しない。

（3）提出書類の作成にかかる費用については、提案者の負担とする。

（4）本プロポーザルは事業者の選定を目的に行うものであり、協定後の業務内容は本市と協議のうえで決定することとし、必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。

（5）提出された企画提案書などは、本事業の選定以外に無断で使用しない。ただし、公平性、公正性、透明性を期すために「成田市情報公開条例」などの関連規定に基づき公開することがある。